

近畿東海矯正歯科学会雑誌投稿規定

(第58巻第1号から適用)

I. 一般投稿

1. 投稿は本会会員に限る。
2. 投稿論文は他紙に未発表のものに限る。
3. 原稿はワードプロセッサで作成し、A4判用紙にダブルスペース(行間を1行分あける)で入力し、余白を上下左右各30mmとること。明朝体12ポイントで、1ページ600字程度とする。原稿にはページ数、行数を入力する。数字及び英字は半角文字で入力する。
4. 学術用語は各学会用語委員会選定のものを用い、和訳しにくい用語以外は日本語で表記する。欧語は原則として片仮名表記とし、人名等必要なものは原綴りとする。数字はアラビア数字、計量単位は原則として「国際単位系(SI)の単位記号」に準じる。
5. 原稿は6部(正1部、コピー5部)を表紙、本文、文献、図、表、図・表の説明の順に整え、紐で綴じること。
6. 表紙には、表題(和文、英文)、著者名(ローマ字を必ずつける)、キーワード(和・英語、5語以内)、所属(和文、英文正式名称を用い、必要であれば指導者名)、連絡先、別刷希望数を記入し、投稿票、日本語抄録(650字以内、キーワード5語以内)英語抄録(300語以内、英文キーワード5語以内)を添えること。尚、英文校正は編集委員会より英語の専門機関に依頼して校正するが、その際の経費は著者負担とする。
7. 図は墨または黒インクで清書し、印刷寸法を朱書すること。カラー原稿も可能(経費負担は著者負担とする)。図(写真を含む)・表は本文末にまとめ、1枚ずつA4の台紙に貼り、挿入箇所は本文中に朱書すること。図・表の表題および説明文は邦文を原則とし、別紙にまとめて記載する。
8. 文献は、引用順に並べ一連番号をつけ、本文末にまとめる。本文中の引用箇所には右肩にかっこをつけて示す。
9. 文献の書き方は、雑誌のとき、著者□_表題□_誌名□_巻□_引用ページ(最初のページ□最後のページ)□_西暦年□
単行本のとき、著者□_表題□_発行地□_西暦年□_発行所□_引用ページ(最初のページ□最後のページ)□の順とする。(□内の記号は半角表記とする。_は半角スペースを示す。)
10. 原著および臨床報告ともに、刷り上がり10ページ以内の組み版印刷費(図表は白黒に限る)は学会負担とするが、超過ページ印刷費、カラー図表印刷費、別刷り作成費および別刷り郵送費については全額著者負担とする。ただし、学会の依頼による論文に関する費用はすべて学会負担とし、別刷50部を贈呈する。
11. 所属は大学名、登録研究会名、あるいは県名とする。
12. 原稿の採否は編集委員会で決定する。
13. 論文の受付期間は6月30日必着とする。
14. 本誌に掲載された論文の著作権は本学会に帰属する。
15. 投稿論文は、ヒトを対象とする場合はヘルシンキ宣言を遵守し、その精神に基づいて「倫理的に行われたこと」、かつ「患者あるいは被験者との間にインフォームドコンセントがかわされたこと」を明記するとともに、大学等所属機関あるいは日本矯正歯科学会の倫理審査委員会などに提出し発行された承認番号を記載すること。また、動物実験は「動物実験に関する所属研究所機関の指針」に基づいて倫理的に行われた旨の明記を必要とする。
16. 「症例報告」論文における、報告対象とする症例は、初診時、動的治療終了時、保定開始後1年6か月以上の資料を有するものとする。
17. ヒトを対象とする場合は、ヘルシンキ宣言に従い、全員の同意文書と倫理委員会審査結果通知書の写しを添付するのが望ましい。
18. 利益相反に関する言及が必要な場合は、原稿中に記載すること。

II. クリニカルヒント

1. クリニカルヒントは、歯科矯正治療に関連した新しい方法等の紹介、希有なる臨床上の所見等のトピックス、あるいは歯科矯正学または関連分野における技術紹介などを対象とする。
2. 原稿は本文、参考文献を含めて1,200字以内とし、抄録を必要としない。
3. 文献、脚注、表および図、活字指定その他は「I. 一般投稿」を参照すること。

送付先：〒501-0296 岐阜県瑞穂市穂積1851-1

朝日大学歯学部口腔構造機能発育学講座歯科矯正学分野 近畿東海矯正歯科学会編集委員会